

消 防 設 備 士 講 習 案 内

東京消防庁

公益財団法人

東京防災救急協会

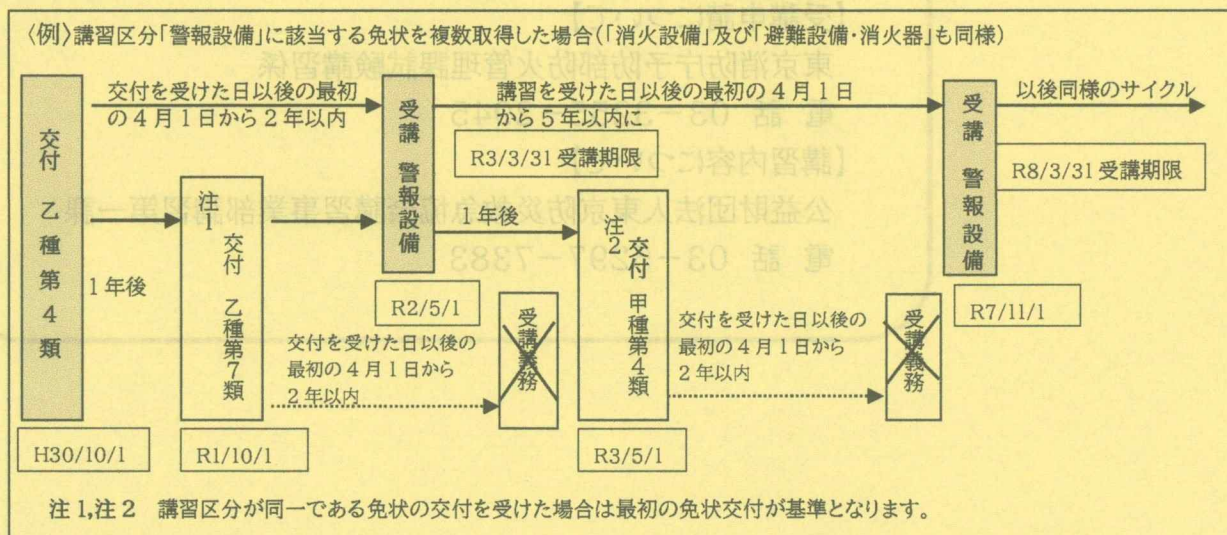
消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けており、講習区分が警報設備に該当する方

2 受講期限(講習区分ごと)

- (1) 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内
- (2) (1)の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内



3 実施日時及び講習会場

- (1) 令和7年8月2日(土)午前9時00分から午後5時00分まで(開場は午前8時30分から)
- (2) 東京都大島支庁第2会議室(東京都大島町元町字オンダン222-1)

4 受講申請の手続き等

(1) 申請方法

東京消防庁のホームページから申請してください。

(<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/sk/kousyu3.html>)

(2) 電子申請受付期間

令和7年6月16日(月)から6月30日(月)まで

(3) 受講手数料

7,000円(非課税)

支払いは、クレジットカード決済のみとなり、領収書は発行されません。

※ 申請時に入金された受講手数料は、一切お返しできません。



消防設備士講習案内

5 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等関係法令
- (2) 工事整備対象設備等の工事・整備・点検要領
- (3) 効果測定

6 留意事項

- (1) 講習当日は、**消防設備士免状**、**筆記具**を必ず持参してください。
- (2) 講習で使用するテキストは当日会場でお渡しします。
- (3) 遅刻、早退をした場合は、講習修了とは認められません。
- (4) 受講票は、講習当日に会場でお受け取りください。

問合せ先

【受講申請について】

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係

電 話 03-3255-2945

【講習内容について】

公益財団法人東京防災救急協会講習事業部講習第一課

電 話 03-5297-7383

